

2008年4月14日

緊急経済・生活対策

— 緊急対策で日本経済を支え、国民生活を守る —

民主党
国民新党

1. 日本経済の現状認識

日本経済は、昨年までは僅かながら拡大傾向を続けてきたが、大都市、大企業、外需中心の動きであり、家計や中小企業、地域経済にはあまり恩恵が及んでいなかった。

こうした中、現在の日本経済は3つのリスクに直面し、本格的な景気後退期に入ることが懸念される状況になっており、緊急経済・生活対策を要する状況にある。

(1) 内需低迷

- 企業の好業績が雇用者の所得増に結びつかないうちに、定率減税廃止等の国民負担増と景気の低迷に直面し、内需は減速傾向を顕著に示し始めている（因みに2007年度の実質消費支出は前年比0.9%と伸び悩み）。
- 原油価格高騰などにより、消費者物価指数が前年比1.0%と上昇し始めているほか、企業物価は過去数年間続いている上昇傾向が加速しつつあり、内需低迷に一層拍車がかかる蓋然性が高い。

(2) 外需減速

- サブプライムローン問題の影響が拡大、長期化する様相を呈しており、米国経済が腰折れするリスクが高まっている。今後、円高ドル安が進行し、米国向け輸出は減衰することが予想される。
- この間、米国向け輸出を補完していた中国、インド、東南アジア諸国などの経済もインフレと景気低迷に直面しており、日本の輸出も影響を受けることが予想される。

(3) 金融市場の動揺

- 欧米市場ではサブプライムローンを組み込んだ資産担保証券などによって金融機関や投資家が多額の損失を被っており、今後、経営等への影響や市場の流動性リスクが拡大する可能性が高い。
- 日本の金融機関のサブプライムローン関連の損失は現在のところ6000億円程度にとどまっているものの、今後も資産担保証券等の価格下落等が続けば、影響が拡大し、国内景気にも悪影響が出る可能性がある。

2. 緊急対策の基本的考え方

緊急対策の内容は、家計、地方及び中小企業・中小事業者を重視し、より直接的に内需拡大に結びつく分野を中心とした対応とする。

経済的に困窮している層に対しては、必要な経済的支援を行うという政府の本来の役割を果たすことで下支えをする。

経済的に自立している層に対しては、不要不急の行政手続の緩和・スピードアップ、手数料等の引下げによって、消費活動や企業活動にかかっている余計なコストを低下させることで、経済活動の活性化を図る。

3. 「緊急経済・生活対策」の5本柱

以下の5本の柱からなる「緊急経済・生活対策」を実施する。

(1) 「2.6兆円減税」

燃料価格高騰の折から、政策的根拠を失った道路特定財源暫定税率を廃止し、揮発油税・地方道路税・軽油引取税などは本則税率のまま据え置く。暫定税率廃止による地方の減収(0.9兆円)は、直轄事業負担金廃止により手当する。また、農林漁業用重油(A重油)などについても負担軽減策を講じる(40億円)。

(注) 暫定税率廃止に伴う2.6兆円の減税は、消費者、中小企業、農林漁業関係者など、国民各層に対する効果的な経済対策である。因みに、シンクタンクの試算によれば、家計1.6兆円、企業1.1兆円の税負担が軽減され、消費0.2%、住宅投資0.3%、設備投資0.4%の増加効果があり、GDPも0.2%押し上げる。また、ガソリン価格が25円下がると、生鮮食料品を除く消費者物価は0.4%低下。

なお、政府自民党は、例年であれば年度当初から全体の予算を配分・執行している。しかし、本年は、揮発油税の暫定税率分廃止(約1.4兆円)などを理由に、揮発油税の本則税率分(約1.4兆円)等は確保されているにもかかわらず、全体の12%弱の5006億円しか配分しないと発表した。このたびの措置は、暫定税率復活に向けて世論を少しでも誘導するために、必要な工事まで停止しようとするものであり、国民生活を無視したものと言わざるを得ない。直ちに予算の配分・執行を行うべきである。

(2) 「地方が主役政策」・・・地域活性化

① 地方自治体の自主財源2.0兆円交付

政府自民党は、5年で約6兆円もの地方財源を切るなど、地方いじめを繰り返し、地方を疲弊させてきた。民主党・国民新党は、地方活性化のため、緊急的に使いみちを限定しない自主財源を交付する(交付額2.0兆円)。財源は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定、石油特別会計、外国為替資金特別会計、

財政投融资特別会計等、政府管轄の特別会計の内部留保等から捻出する。

②地元企業の発注比率アップ

地方自治体の予算支出事業、調達業務における地元企業発注比率に目標値を定めるとともに、公契約における価格の適正運営（過度の高コスト、過度の値引きの双方を防止）を図るための制度を早急に整備する。

③中小企業いじめ防止

大企業による下請・協力企業（中小企業）への一方的なコスト引き下げ要求、不当な押しつけ販売、サービス強要などの不公正取引などを抑止するために、独占禁止法の厳格な運用、公正取引委員会の強化などを内容とする「中小企業いじめ防止法」を緊急に制定する。

（３）「生活不安解消対策」

以下の対策を緊急に実施することにより、生活不安を緩和し、地域の安全・安心を高める。

①後期高齢者医療制度の廃止

後期高齢者医療制度を廃止する。70歳から74歳の医療費自己負担引き上げ、75歳以上の被扶養者約200万人に対する保険料徴収（保険料天引き）は行わない。

②年金給付金早期支払い

「消えた年金」問題の精査の結果、年金受給資格が確認された未払い年金については、可及的速やか（1か月以内）に支給を行う。

③医師不足対策

勤務医の過剰労働、医師不足による地域医療崩壊など、深刻な医療危機に緊急に対応するため、医師不足の著しい診療科を中心に勤務医への報酬を直接支払うとともに、医師不足地域に医師を派遣する制度を整備する。病院勤務看護師を支援し、看護師の夜勤を軽減する。また、院内保育所の24時間化などを促進する。（歳出額0.9兆円）。

（４）「中小企業負担軽減・育成対策」

①中小企業減税

地域を支える中小企業や全国の営業マンを支援し、飲食業や商店街の盛業を通じて日本を活性化させるため、交際費等の損金算入額を大幅に拡充する（減税額0.3兆円）とともに、オーナー課税（特殊支配同族会社の役員給与に対す

る損金不算入措置)を廃止する。中小企業の軽減税率(22%)について、当面の間、11%に引き下げる。(減税額0.3兆円)

②地元企業の発注比率アップ(再掲)

地方自治体の予算支出事業、調達業務における地元企業発注比率に目標値を定めるとともに、公契約における価格の適正運営(過度の高コスト、過度の値引きの双方を防止)を図るための制度を早急に整備する。

③中小企業いじめ防止(再掲)

大企業による下請・協力企業(中小企業)への一方的なコスト引き下げ要求、不当な押しつけ販売、サービス強要などの不公正取引などを抑止するために、独占禁止法の厳格な運用、公正取引委員会の強化などを内容とする「中小企業いじめ防止法」を緊急に制定する。

④中小企業金融円滑化

地域金融機関の財務基盤、経営基盤は依然として脆弱であり、今後の情勢次第では、地域の中小企業経営に悪影響を与える可能性がある。このため、円滑な企業金融を確保するために、公的金融機関の融資枠、信用保証枠の拡充等を図るとともに、3月末で期限切れとなった金融機能強化法の復活・2年延長を検討し、万が一の金融不安を未然に防ぐ体制を整える。

(5)「家を建てよう政策」・・・住宅投資の活性化

耐震偽装に端を発した建築基準法改正に起因する「行政不況」「官製不況」から脱するため、以下の対策により、住宅投資(新設住宅着工、リフォーム、耐震工事など)増加を強力に推し進め、経済浮揚効果を顕現化させる。

①「構造計算適合性判定制度」の改善等

「構造計算適合性判定制度」の改善、確認申請・検査フローの見直し等、既存建築物の増改築の基準見直しなどを、可及的速やかに行う。

②住宅ローン減税

住宅ローン減税制度について、限度額の引上げ、対象住宅の拡大、適用期間の延長を図り、新設住宅着工戸数年間130万户を目標とする(昨年は約106万户、前年比17.8%減)。特に、リフォーム、耐震・改修工事、環境に配慮した住宅(ソーラーハウス)建設については、一層の優遇を行う。地域活性化の観点から、地元企業に工事発注を行った場合や国産材を使用した場合の税制上の優遇措置を講じる。また、住宅取得のために生前贈与を行う場合は、税制優遇を行う。

4. 環境立国で景気挺子入れ

環境対策が喫緊の課題となる中、環境対策を推奨し、こうした動きが広く景気挺子入れにつながることを目指す。

具体的には、風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギー導入、省エネルギーをはじめとする環境技術開発、環境負荷低減技術・商品の普及促進に積極的な企業等を強力に支援することで、地球環境問題対策と経済成長の両立を図る。

5. 財源について

道路をはじめとする公共事業のコスト削減、天下りを維持するための公益法人等に対する割高な発注等、税金のムダづかいを徹底的に根絶することによって財源を捻出する。

減税効果、消費活動や企業活動にかかっている余計なコスト軽減等の効果により景気浮揚を図り、結果的に税収増となる経済効果を見込んでいる。事後的な歳出入収支のうえでは、財政中立的な緊急対策を目指す。

短期的な財源確保策として、以下の政府管轄の特別会計の内部留保等を有効活用する。

- ・ 社会資本整備事業特別会計道路整備勘定（剰余金 0.9 兆円）
- ・ 石油特別会計（剰余金 0.3 兆円、他に約 2 兆円の含み益）
- ・ 外国為替資金特別会計（剰余金 3.6 兆円、積立金等 15.5 兆円）
- ・ 財政投融资特別会計（剰余金 2.8 兆円、積立金等 14.4 兆円）

※剰余金、積立金の額は平成 18 年度決算ベース

(別紙 1)

緊急経済・生活対策に伴う費用と経済効果について

1. 費用について

緊急経済・生活対策に伴う費用は約 3. 5 兆円。詳細は以下の通り。

地方自治体の自主財源交付	2. 0 兆円
医師不足対策	0. 9 兆円
交際費損金算入額拡充等	0. 3 兆円
中小企業法人税率半減	0. 3 兆円

計	3. 5 兆円
---	---------

※減税分は、歳出には結びつかない。

2. 経済効果について

経済対策としての規模は、上記 3. 5 兆円プラス 2. 6 兆円の生活減税で、6. 1 兆円と約 6 兆円規模。

【参考】

「緊急経済対策」その他のメニュー（短期的対策）

- 清酒、地ビールに係る酒税の特例、中小企業投資促進税制、住宅ローン減税等の日切れの租税特別措置については、民主党提出の所得税法等改正案により、延長を図る。
- 揮発油税・地方道路税・軽油引取税などは本則税率のまま据え置く。社会資本整備事業特別会計道路整備勘定の剰余金などを活用し、地方財源を確保。
- 米価下落に対する緊急対策（2007. 11. 01）を実施する。
- 漁業用燃油の高騰に対する緊急対策（2007. 12. 19）を実施する。
- 島嶼部における島民の不便、本土との物価格差を緩和するため、島嶼部の経済活動に係る揮発油税を減免する。
- 飼料価格の高騰に対する緊急対策（2008. 2. 6）を実施する。
- 非上場株式等に係わる相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅拡充する。
- 時間外労働の割増率の引上げ（時間外50%、休日労働100%）を行う。
- 最低賃金の引上げを求め、実現する。

「経済政策」10のメニュー（中長期的対策）

マニフェスト（政権公約）や提出法案などで提示している、以下の10の経済政策の実現に取り組む。成長の果実が適正に国民に配分され、物心ともに豊かな国民生活の実現につながる、持続的な経済成長路線を確立する。

（1）年金生活者の負担軽減（家計）

- 年金課税について「公的年金等控除」「老年者控除」を、平成16年度改正以前の状態に戻す。控除の適用には所得制限を設けるが、適用の前後で税負担が急増しないよう、適切な措置を講じる。

（2）労働分配率の上昇（家計）

- 景気回復の期間が5年も6年も経っても労働分配率が上がらず、賃金が名目、実質ともに低下していることから、労働者のがんばりにきちんと応えるべく、賃金抑制の経営姿勢を転換し、「人への投資」を積極的に行うよう企業に求め、賃金改善によって消費を拡大させる内需主導を実現する。
- 人件費比率を向上させた企業に対する法人税の還付等を検討する。
- 労働条件確保の観点から、日雇い派遣の見直しなど派遣法改正を行う。
- 日雇い派遣就労を繰り返す非正規労働者や母子家庭の就労希望者等に対する職業能力向上のための雇用対策、住宅確保対策等を充実させる。

（3）国民健康保険の充実（家計、社会保障）

- 国民健康保険料の滞納者が480万世帯に広がるなど、国民皆保険制度の底が

抜けはじめており、医療、年金、介護、生活保護などのセーフティネットを拡充させる。

(4) 国民の立場に立った医療・福祉改革（家計、社会保障）

- 5年間で社会保障関係費を1.6兆円削減し、高齢者の病床を38万床から15万床にするという冷酷な内容を凍結する。政管健保の国庫負担削減と健保組合等の肩代わりを行わない。
- 診療報酬に関しては、病理診断のみならず放射線の遠隔診断評価など技術料のアップ、特に病院勤務医の負担軽減、待遇改善を図る。
- 障害者自立支援法に基づき障がい者に対して賦課されている一割負担を廃止し、その上で包括的な「障がい者福祉法」の議員立法に向けた取り組みを加速する。障がいの種類や重さにかかわらず、働く意欲と能力に応じて、地域社会で働きながら暮らしていけるための障害者雇用促進法改正を行う。

(5) 子育て支援策（家計、教育）

- 社会全体で子育てを支援するとの観点から、子ども1人あたり月額2万6千円を支給する「子ども手当」を創設する。
- 給食費支払い困難な家庭の救済等について検討し、所要の措置をはかる。

(6) 教育投資の充実（家計、教育）

- 国公立高等学校の授業料は実質的に無償化し、私立高等学校等通学者に対しても助成を行う。また、高等教育の無償化を漸進的に導入し、家計における教育費負担の軽減を図る。
- 希望者全員が、最低限の生活費を含めて貸与を受けられる奨学金制度（借入れ限度額の大幅増）を創設する。

(7) 中小企業対策（企業）

- 中小企業対策を経済政策の中心と位置づけ、経済産業省に止まらず国を挙げて中小企業支援に取り組むことを明確にするため、中小企業憲章を制定する。

(8) 農林漁業・農産漁村の再生

- 農林漁業・農山漁村再生ビジョンを策定し、安全安心な国内産のシェアを拡大する食料自給率向上を実現するため、3つの対策を一体として実施する。第1の柱は、農林漁業経営の安定を図るため、所得補償制度を創設する。第2の柱は、「品質」、「安全・安心」、「環境適合性」という消費者ニーズに適う生産体制に転換するため、トレーサビリティシステムの導入を図る。第3の柱は、意欲のある農林漁業者をはじめとする多様な主体が生産から加工・流通販売までを取り込んだ6次産業化を実現する。
- 学校給食における米食普及のための環境整備に努めるとともに、給食費支払い困難な家庭の救済等について検討し、所要の措置をはかる。（一部再掲）

(9) 証券税制（企業＜投資家＞、金融・証券）

- 「貯蓄から投資へ」の観点に立ち、配当に対する軽減税率に関する期限を撤廃し、当分の間、これを維持する。

(10) 地域主権の確立

- 個別のひも付き補助金を原則として全廃し、これに代わるものとして、国が使い道を定めない「一括交付金制度」を創設する。これによって、二重行政のムダを排するとともに、地域が独自性を発揮できるようにする。

以 上